

# 義務教育段階の就学援助

## 1 就学援助の概要と実施主体

学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」に基づき市町村において実施。

(実施主体は市町村)

## 2 就学援助の対象者

①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

【平成25年度 約15万人】

②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

【平成25年度 約137万人】

※準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施。

## ○ 要保護者に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

①補助対象品目：

学用品費／体育実技用具費／**新入学児童生徒学用品費等**／  
通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／  
学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費

②国庫補助率：1/2(予算の範囲内で補助)

## 【平成29年度「要保護児童生徒援助費補助金」見直しポイント】

### ○新入学児童生徒学用品費等の単価増

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費への予算単価の引き上げ

ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、  
雨がさ、上ばき、帽子等

①小学校：20,470円→40,600円(20,130円増)

②中学校：23,550円→47,400円(23,850円増)

## 「新入学児童生徒学用品費等」の支給時期について

### 現 状

- ランドセルや制服などは、小学校や中学校に入学する前に購入する必要がある。
- 現行制度では、国庫補助対象は「学齢児童又は学齢生徒」とされているため、小学校入学前(就学前)の子供は補助を受けられない。

### 課 題

- 小学校入学後(4月以降)でないと、「新入学児童生徒学用品費等」を受け取れず、家計の負担が大きくなる時期(ランドセルなど入学に必要なものを購入する時期)に必要な支援が行き届いていない。

(イメージ図)

	就学前	小学校	中学校
国庫補助対象	補助対象外	補助対象	補助対象

■：補助対象 (■：補助対象外)

### 【参考】市町村の取組

- 現在でも、一部の市町村では、独自の取組として小学校への入学前支給を行っているが、国の補助は受けられていない。